

騒音障害防止のためのガイドラインを改訂しました

大きい音にさらされ続けると、耳の機能が損なわれて難聴になることがあります。大切な耳を守るため、職場における騒音対策に取り組みましょう。

ガイドライン改訂の主なポイント

■ 騒音障害防止対策の管理者の選任を追加

管理者を選任して、組織的にガイドラインに基づく対策を実施しましょう。

■ 騒音レベルの新しい測定方法（個人ばく露測定と推計）の追加

■ 聴覚保護具の選定基準の明示

JIS T8161-1に基づき測定された遮音値を目安とし、
必要かつ十分な遮音値のものを選定するよう追加しました。

■ 騒音健康診断の検査項目の見直し

定期健康診断（騒音）における**4000ヘルツの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更しました。**

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000ヘルツ**の検査を追加しました。

改訂ガイドラインの全文や解説など、改訂内容に関する資料は
こちら



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

職場の騒音対策を確認しましょう！

ガイドラインの対象作業場はこちら



○別表 1、別表 2 いずれの作業場も対象です。

ガイドラインの対象外でも、騒音が大きい作業場がある場合は下記対策に取り組みましょう

●以下の対策に取り組んでいますか？

職場の体制	☐ 騒音障害防止対策の管理者の選任
	☐ 元方事業者の場合は、関係請負人への指導・援助
作業環境管理	☐ 騒音レベルの測定※
	☐ 騒音レベルが一定（85dB）以上の場合は、改善措置（騒音源の低騒音化・遮蔽など）の実施※
	☐ 測定結果の記録と保存（3年間）
作業管理	☐ 聴覚保護具の使用※ 等価騒音レベルが90dB以上の場合や、等価騒音レベルが85dB以上で手持動力工具を使用する場合などは必ず聴覚保護具を使用しましょう。
健康管理	☐ 雇入れ時または配置替え時の健康診断（騒音）の実施
	☐ 定期健康診断（騒音）の実施※
	☐ 健康診断（騒音）結果に基づく事後措置の実施
	☐ 健康診断（騒音）結果の記録と保存（5年間）
	☐ 健康診断（騒音）結果の労働基準監督署への報告
労働衛生教育	☐ 騒音障害防止対策の管理者選任時の教育
	☐ 労働者への教育※

※ 騒音レベルが一定未満の場合は省略可能

騒音ガイドラインの全文、解説などはこちら

